

第 58 回消費者委員会（平成 23 年 6 月 17 日）における発言（抜粋）

「消費者行政体制の一層の強化について－『国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース』中間整理についての意見－」（平成 23 年 6 月 10 日 消費者委員会）の取りまとめにあたり、消費者庁より確認を求められた事項（※以下 1～4 参照）について

- 1 消費者庁は、情報の一元的な集約・分析・対応を中核として、権力的及び非権力的事務の双方を担っている。このうち、消費者への情報提供については、消費者庁及び消費者委員会設置法第 4 条第 1 号等に基づく消費者庁の最も重要かつ多様な事務であり、消費者安全法第 15 条に基づく注意喚起に限られるものではないこと。
- 2 「意見」4②の「消費者庁の行う注意喚起と、国民生活センターの行う情報提供については、～（中略）～法制的には、両者は異なるものとして位置付けられ、一方の事務を他方の事務で埋め合わせることができる関係にはない。」との記述については、情報提供、注意喚起に関する消費者庁と国民生活センターの業務の実態が重複しているという「タスクフォース」の議論の前提を否定するものではないこと。
- 3 国民生活センターの事務は、消費者庁が所掌する「消費者利益の擁護・増進に関する基本的な政策の企画・立案・推進」に関する実施事務が太宗を占めるものであること。
- 4 消費者委員会作成の「中間整理についての意見」（以下「意見」という）の 4④の「更に慎重な検討を深める必要」及び 4⑤の「公開の場での審議を深めた上で最終的な判断を行うことが望ましい」との記述については、閣議決定を踏まえて今夏までに「タスクフォース」としての結論を得ることについて否定するものではないこと。

原事務局長 前回、第 57 回の消費者委員会において取りまとめていただいた、「消費者行政体制の一層の強化について－『国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース』中間整理についての意見－」につきましては、意見を取りまとめる際に事務局から消費者庁に事実関係についての問い合わせを行いました。その中で消費者庁として委員会に対して確認を求められた事項があります。つきましては、資料 1 に記載いたしました 4 点について、委員会のお考えをお示しいただきたいと思えます。（略）

山口委員 （略）消費者庁が所掌するものは、消費者利益の擁護・増進に関する基本的な政策の企画・立案・推進に関する実施事務が中心を占めるものであることは間違いありませんし、それを是非御尽力いただきたいと思えます。この「推進」という言葉の中に消費者への啓発、注意喚起等が入るということで、現在、広報等をなさっているということではありますが、現実には、国民生活センターがもう 40 年間にわたって注意喚起等の事務をいわゆる非権力的な事務として

担当してきたわけです。国民生活センターがこれまでやってきたことを、重複的な形で、推進の業務の一環として庁がやらなければいけないのだからやるんだというのが、果たして合理的なのかということについては、後ほどの議論にも関係しますので申し述べておきたいと思います。

佐野委員 4番の「消費者委員会作成の『中間整理についての意見』」というところで、「『更に慎重な検討を深める必要』『公開の場での審議を深めた上で最終的な判断を行うことが望ましい』との記述については、閣議決定を踏まえて夏までに『タスクフォース』としての結論を得ることについて否定するものではない」と書かれていますけれども、この間のパブリックコメントでも一元化に賛成しているという意見は見当たらない。そして私たちも、消費者庁と国センだけで検討するのではなく、更に有識者、消費者、事業者を入れた、委員会とまでは言わなくても、検討の場をきちんとつくる。そこで結論を得るということで、特に夏までにできればいいですけれども、もうそれ以上進めないというわけではなく、やはり国民生活センターの在り方というのは消費者に、また、事業者にも非常に重要なものでありますから、きちんとみんなが納得するまで考え、検討して結論を出すべきであって、まず日にちありきではないというふうに考えます。

山口委員 今の点はまさに同感でありまして、タスクフォースがスタートするにあたって、消費者委員会として議論に参加したい、できれば傍聴させていただきたいということで要望を出し、傍聴はさせていただきました。そのタスクフォースの確認としては、これで結論を出すということではなかったはずだと思います。あくまでも庁と国民生活センターの幹部の皆さんが意見を出し合って公開の場で討議し、ちょっと正確な表現は忘れましたが、皆さんに信を問うたとき台をつくる作業だと私は認識しておりました。

ところが、この間の動きを見ていると、タスクフォースで「中間整理」として取りまとめたものがあたかも既成事実のようにひとり歩きしておりまして、今年の人員配置や、予算の来年度に向けた要求も、既成事実のように人員削減されていくんだ、減予算していくんだというような前提になりかねない状況がございまして、ちょっと話が違うのではないかなと。別に時間をかけてやれとは言いませんが、幅広く意見を求めることがあっていいのではないか。(略)

下谷内委員 今回、この4点につきましては私どもも今までいろいろな検討をしてみました。タスクフォースも傍聴させていただいております。特に3番につきましては、「国民生活センターの事務は、消費者庁が所掌する～実施事務が大宗を占める」と書いてありますが、先日の行政組織法のヒアリングの中におきましても、はっきりそのような御意見もあったかと理解しております。重複という言葉で、その一言でもって物事が流されていったような気がいたしております。4番も含めてでございますが、消費者庁と国民生活センターの2つの場での論議ではなく、消費者行政の一元化というのは、やはり消費者、被害者があって、それだからこそ私たちは消費者庁をつくりたいという思いでやってきたわけです。どうもそのところが抜けているような感じがしてなりません。したがって、今回、この事項につきまして、タスクフォースの中におかれましても真摯に受けとめていただきたいと強く要望するものであります。

中村委員長代理 この問題は、2年前に消費者庁・消費者委員会等を設置する国会審議のときに、地方の消費者行政が非常に疲弊しているのを何とかしようと。そのときに中核になるのは国民生活センターだと位置づけられ、その国民生活センターをまず機能強化・充実することが先決だということで、附帯決議、その他も全部書かれております。そのために活性化基金とかいろいろな予算手当てまでそこはかなり注いで、向こう3年間やりましょう、更に4年目以降についても引き続きやってくださいというメッセージがあったわけです。それをやった上でなおかつ、消費者庁、消費者委員会、国民生活センター、この3つの機関の関係の在り方とか、所管する法律の在り方、そういうものをその次にきちっと見直しましょうと。こういうことになっているので、まず最初にやることは国センの充実・強化だったわけです。今、「そこができていますか？」ということをおっしゃっているものでありまして、そこがまだ不十分だという認識であります。ですから、そこをもっと強化しよう。消費者庁もその次に関係を見直すにあたって、例えばこのように一体化とか一元化とおっしゃるならば、消費者庁も消費者庁としての本来の業務をきちっとやって信頼される姿になって、その上で国センとこういう形でやりましょうというふうに段取りとしては進むべきものだと思うのです。

ところが、今回のタスクのお話は、確かに監督する側とされる側、内部だけの話だということもかもしれませんが、これが及ぼす影響は非常に大きい。こういう形で今年の夏の概算要求時が締め切りのように設定されますと、2年前の国会審議の意思、国会の意思というものがどこへ行ったのかということをおっしゃりたいので、まず、国会の意思に従って充実・強化すべきところをして、その上で一体化とか組織のかかわりの在り方を見直す、こういう手順を是非踏んでもらいたいと思います。そういう意味で今年の夏という締め切りを無理に設定されるのは、私は今の段階ではちょっとどうかなと思います。

日和佐委員 消費者行政体制の一層の強化、どう強化していくかということでの議論なわけですね。ですから、これが一定の結論を得た場合には、今後の消費者行政の在り方を規定していくことにつながります。ですから、長期にわたってどうすればいいのかという先を見通した議論であり、なおかつ結論でなければいけないと思うわけですが、現在、夏の閣議決定を目指してとにかく結論を得ようということ、なおかつ、この中間整理について全面的に大賛成という声ばかりが上がっているならば、まあ、それもよいと思いますけれども、現実はそのようではない。危惧する意見がたくさん、たくさん上がってきているわけです。それを、とにかく夏までに閣議決定しなければいけないということを決めてしまったならば、その後、あの閣議決定した方針はいささか問題があったというようなことが起こってきた場合に、組織の問題が絡んでいますから、そう簡単には変更できないと私は思います。したがって、将来を見通した消費者行政強化のための消費者組織はどうあるべきか、ということについてももう少しきちんと議論がされるべきであろうと思います。

川戸委員 皆様方の意見に全く賛成ですけれども、つけ加えて一つだけ。消費者行政、消費者のためにどういう行政をするかをつくったときには、消費者庁、消費者委員会、国民生活センター、この3つが機能的に働くようにということで、消費者基本計画にも書かれてありますように、

そのところをそれぞれが強化するということだったと思います。ですから、その思いをもって、コスト削減、事業仕分けという観点からだけで、国民生活センターだけを独立してこのような形にしてほしくないということをつけ加えさせていただきます。

松本委員長 ありがとうございます。大体共通の見解かと思います。1から3に関しては、条文上はこのとおりであり、かつ、一部の情報提供で重複している部分もあるという現実も恐らくそのとおりでしょう。しかし、3項ではっきり出ている、「消費者利益の擁護・増進に関する基本的な政策の企画・立案・推進」の中の推進という言葉でもって、推進すべきさまざまな個々の施策の細かいところまで消費者庁が自ら実施するのが適切なのか、法律はそれを要求しているのかという点について、消費者委員会としては、そうではないのではないかという意見が強かったのではないかと思います。「推進」というのは、環境整備の方が意味としては大きいのであって、個々の施策の実施は国民生活センターや地方公共団体が行い、その実施を推進するのが消費者庁の役割だろう。役割分担をするという観点が一つ必要なのではないか。消費者庁がやってもいいことすべてを消費者庁がやらなければならないというわけではなく、より適切どころがあればそこにやらせるというのも推進なのだろうと。

4については、どんな結論でもいいからある時期までに決めろというのはやはり適切な議論ではないのではないか。どういう内容の結論を得るかということを含めていつまでにということを考えなければならないので、どんな結論でもいいからいつまでお出してください、という話ではないだろうという御意見だったと思います。

以 上